

個人通報制度の導入及び国内人権機関の設置 を求める総会決議

当会は、政府及び国会に対し、国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などにおける個人通報制度をわが国に速やかに導入すること及び政府から独立した国内人権機関を速やかに設置することを求めるとともに、当会もその実現に向けた運動を展開することを表明する。

以上決議する。

2010（平成22）年12月8日 福岡県弁護士会

（決議理由）

第1 個人通報制度について

1 個人通報制度とは、人権条約に保障された人権が侵害され、国内での救済手段（裁判）を尽くしてもなお救済されない場合、被害者個人などがその人権条約上の委員会に通報しその委員会の意（ Views ）を得て、締約国政府や国会がこれを受けて国内での立法、行政措置などを実施することにより、個人の権利の救済を図ろうとする制度である。

国際人権（自由権）規約などの各人権条約では、締約国における国際人権基準実施のため、条約機関による締約国政府報告書審査制度とともに個人通報制度を採用している。

国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約は、本体の条約に附帯する選択議定書に個人通報制度を定め、人種差別撤廃条約及び拷問等禁止条約は、本体条約の中に個人通報制度を備えている。したがって、個人通報制度を導入するためには、選択議定書の批准あるいは本体条約の当該条項の受諾宣言をすることによって実現することができる。

しかし、わが国は、国際人権（自由権）規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などの人権条約を批准している

が、これらが有する個人通報制度をこれまで導入して来なかった。

2 2010年9月現在、自由権規約を批准している国は164か国、うち選択議定書を批准している国は111か国にのぼり、自由権規約を批准した国のうち67%を超える国が選択議定書を批准している。

OECD加盟30か国のうち、選択議定書を批准していない国は、日本、アメリカ、英国及びスイスであるが、アメリカに関しては、米州憲章に基づき設置された米州人権委員会に対して、米州人権宣言違反についての救済の請願（すなわち個人通報制度）を利用することができる。また、英国をはじめとするヨーロッパの国々には欧州人権裁判所があり、同裁判所に対する申立てが可能となっている。すなわち、OECD加盟国の中で、いずれの個人通報制度も利用できない国は日本だけとなっている。

委

このような事態を踏まえ、2008年の国際人権（自由権）規約

委員会による第5回日本政府報告書審査に基づく総括所見をはじめとして、各条約機関から、わが国は個人通報制度の導入について度重なる

勧告を受けてきたが、未だに実現にはいたっていない。

わが国は、人権理事会において初代人権理事国となり、さらに岩

沢

雄司東京大学教授が国際人権（自由権）規約委員会委員長を務めているなど、人権の分野でも大きな役割が期待され、またそれを果たそうとしている。これら状況に鑑みても、わが国の管轄内にいる個人が国際的な人権保障制度である個人通報制度を利用できないことは、その国際的地位からしてもまことにふさわしくないと言わざるを得ない。

3 個人通報制度が導入された場合、第一に、国内の裁判で救済されなかったケースについて、個別の救済が可能となる。わが国の裁判所は、人権条約の適用について消極的であるため、個別事件に関する救済の意義は大きくなる。救済は、条約上の委員会の意見を経たのち、行政的な措置あるいは新たな立法などでなされることが予想されるため、当該ケースのみならずその後の同種事例においても国内での救済が前進することとなる。

第二に、裁判所は国内での裁判の後に条約機関での意見があり得ることを前提として判決を下すこととなるため、条約機関の見解を念頭において裁判せざるを得ないこととなる。このことは、国内の裁判において、結果的にわが国の人権水準を国際標準に近づけることとなる。

- 4 日弁連は、かねてから個人通報制度導入を強く求め、2007年5月、自由権規約個人通報制度等実現委員会を立ち上げ、その実現に努力してきた。

2010年5月の定期総会においては、取調べの可視化、国内人権機関の設置等とともに個人通報制度の実現をするための決議を採択した。

民主党は、2009年の衆議院総選挙において個人通報制度の導入をマニフェストに掲げ、政権与党となった。その後、法務大臣は幾度となくその実現に意欲を示す発言を繰り返しているが、現時点においても実現に至っていない。公明党、社民党、共産党もその実現を目指しているが、与野党が現時点で実現のための具体的な道筋について合意し、推し進めるまでには至っていない。

そこで、当会は、政府及び国会に対し個人通報制度を速やかに導入するよう強く求めるとともに、その実現に向けた運動を展開することを表明するものである。

第2 国内人権機関について

- 1 国連決議及び人権諸条約機関により、国際人権条約及び憲法などで保障される人権が侵害され、その回復が求められる場合に、司法手続よりも簡便で迅速な救済を図ることができるよう国内人権機関を設置することが求められており、世界では多数の国が既にこれを設けている。
- 2 国内人権機関は、1993年12月の国連総会決議「国内人権機関の地位に関する原則」（いわゆる「パリ原則」）に沿ったものである必要がある。具体的には、法律に基づいて設置され、権限行使の独立性のみならず、委員及び職員の人事及び財政等においても独立性を保障する仕組みを有し、調査権限及び政策提言機能を持つも

のでなくてはならない。

人権諸条約機関からも、特に日本に対して、早期にパリ原則に合致した国内人権機関を設置すべきとの勧告がなされており、国内の人権NGOからも国内人権機関設置の要望が強まっているところである。

- 3 現在、わが国には法務省人権擁護局の人権擁護委員制度があるが、同制度が、パリ原則の求める国内人権機関の要件を充たさないことは明白となっている。

このような状況の下、日弁連は、2008年11月18日、パリ原

則を基準とした「日弁連の提案する国内人権機関の制度要綱」を発表した。

さらに、2010年6月22日には、法務省政務三役が「新たな人権救済機関の設置に関する中間報告」において、パリ原則に則った国内人権機関の設置に向けた検討を公表するなど、国内人権機関設立への機は熟している。

- 4 そこで、当会は、政府及び国会に対し国内人権機関の速やかな設置

を求めると共に、その実現に向けた運動を展開することを表明するものである。

以上